

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成27年 5月25日

【会社名】 株式会社エコノス

【英訳名】 ECONOS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 勝也

【本店の所在の場所】 札幌市白石区北郷四条13丁目 3番25号

【電話番号】 011 - 875 - 1996(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室担当 新行内 宏之

【最寄りの連絡場所】 札幌市白石区北郷四条13丁目 3番25号

【電話番号】 011 - 875 - 1996(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室担当 新行内 宏之

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集 46,750,000円
売出価格
(引受人の買取引受による売出し)
ブックビルディング方式による売出し 33,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 13,200,000円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込金額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月21日をもって提出しました有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式 4 株式の引受け」、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」、「第二部 第2 事業の状況 1 業績等の概要 3 対処すべき課題 4 事業等のリスク」、「第二部 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」、「第二部 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株予約権等の状況 3 配当政策 5 役員の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」、「第二部 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 (2) その他」、「第二部 第5 2 財務諸表等 (1) 財務諸表」、「第二部 第6 提出会社の株式事務の概要」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 4 株式の引受け

第二部 企業情報

第1 企業の概況

- 3 事業の内容

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 3 対処すべき課題
- 4 事業等のリスク

第3 設備の状況

- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等
 - (2) 新株予約権等の状況
- 3 配当政策
- 5 役員の状況
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
 - (1) 連結財務諸表
 - (2) その他
- 2 財務諸表等
 - (1) 財務諸表

第6 提出会社の株式事務の概要

第四部 株式公開情報

- 第2 第三者割当等の概況
- 第3 株主の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	100,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年5月21日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年6月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、岡三証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成27年5月21日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,400株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	100,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年5月21日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年6月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、岡三証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成27年5月21日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式24,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
岡三証券株式会社 株式会社SBI証券 上光証券株式会社 SMBCFriend証券株式会社 日本アジア証券株式会社 エース証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都港区六本木一丁目6番1号 札幌市中央区北一条西三丁目3番地 東京都中央区日本橋兜町7番12号 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目7番9号 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年6月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計		100,000	

- (注) 1. 平成27年6月3日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年6月12日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
岡三証券株式会社 株式会社SBI証券 上光証券株式会社 SMBCFriend証券株式会社 日本アジア証券株式会社 エース証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都港区六本木一丁目6番1号 札幌市中央区北一条西三丁目3番地 東京都中央区日本橋兜町7番12号 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目7番9号 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年6月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計		100,000	

- (注) 1. 平成27年6月3日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年6月12日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

3 【事業の内容】

(2) 低炭素事業

(訂正前)

(省略)

・エコロジープロダクツ事業

LED照明・BEMS(注4)等のエコロジー(省エネルギー)機器を企業向けに提案し、機種を選択から補助金制度の活用・設置業者の管理までを一括して提供し販売しております。また、林野庁、公益社団法人国土緑化推進機構が実施する木材利用ポイント制度(注5)において個人や団体等に発行されるポイントとの交換対象となるエコロジー商品等の提供を行っております。

なお、国土交通省、環境省、経済産業省が実施する、復興支援・住宅エコポイント制度(注6)につきましては、平成27年1月末をもってポイント交換申請期限を迎えたため、現在は行っておりません。

(用語解説)

(注1) 略

(注2) 略

(注3) 略

(注4) 略

(注5) 略

(注6) 復興支援・住宅エコポイント制度

地球温暖化対策の推進に資する住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、東日本大震災の被災地復興支援のため、エコ住宅の新築またはエコリフォームをした場合にポイントが発行され、そのポイントを被災地の商品やエコロジー商品等と交換できる制度です。なお、当制度は平成27年1月末をもってポイント交換は終了しております。

(訂正後)

(省略)

・エコロジープロダクツ事業

LED照明・BEMS(注4)等のエコロジー(省エネルギー)機器を企業向けに提案し、機種を選択から補助金制度の活用・設置業者の管理までを一括して提供し販売しております。また、林野庁、公益社団法人国土緑化推進機構が実施する木材利用ポイント制度(注5)および国土交通省が実施する省エネ住宅ポイント制度(注6)において個人や団体等に発行されるポイントとの交換対象となるエコロジー商品等の提供を行っております。

なお、国土交通省、環境省、経済産業省が実施する、復興支援・住宅エコポイント制度(注7)につきましては、平成27年1月末をもってポイント交換申請期限を迎えたため、現在は行っておりません。

(用語解説)

(注1) 略

(注2) 略

(注3) 略

(注4) 略

(注5) 略

(注6) 省エネ住宅ポイント制度

一定の省エネ性能を持つ住宅に対して支援を行うことで、省エネ住宅の建設や省エネリフォームの普及を図るとともに、消費者の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図ることを目的としています。一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、エコリフォームに対してポイントが発行され、そのポイントを省エネ・環境配慮商品や商品券等と交換できる制度です。なお、当制度は平成28年1月15日をもってポイント交換期限が到来いたします。

(注7) 復興支援・住宅エコポイント制度

地球温暖化対策の推進に資する住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、東日本大震災の被災地復興支援のため、エコ住宅の新築またはエコリフォームをした場合にポイントが発行され、そのポイントを被災地の商品やエコロジー商品等と交換できる制度です。なお、当制度は平成27年1月末をもってポイント交換は終了しております。

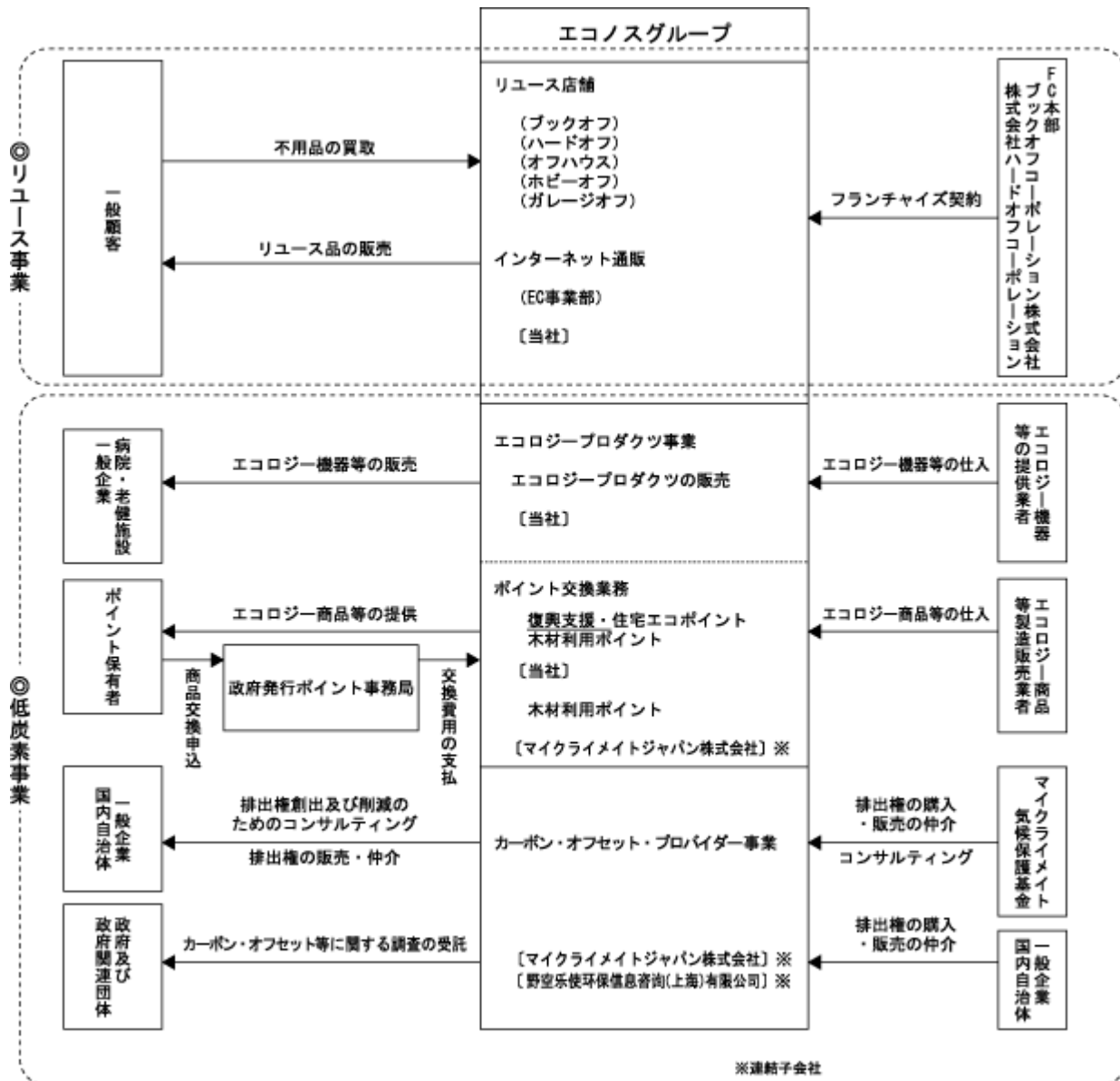
(3) その他

その他は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に北海道北見市において不動産の賃貸業を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。

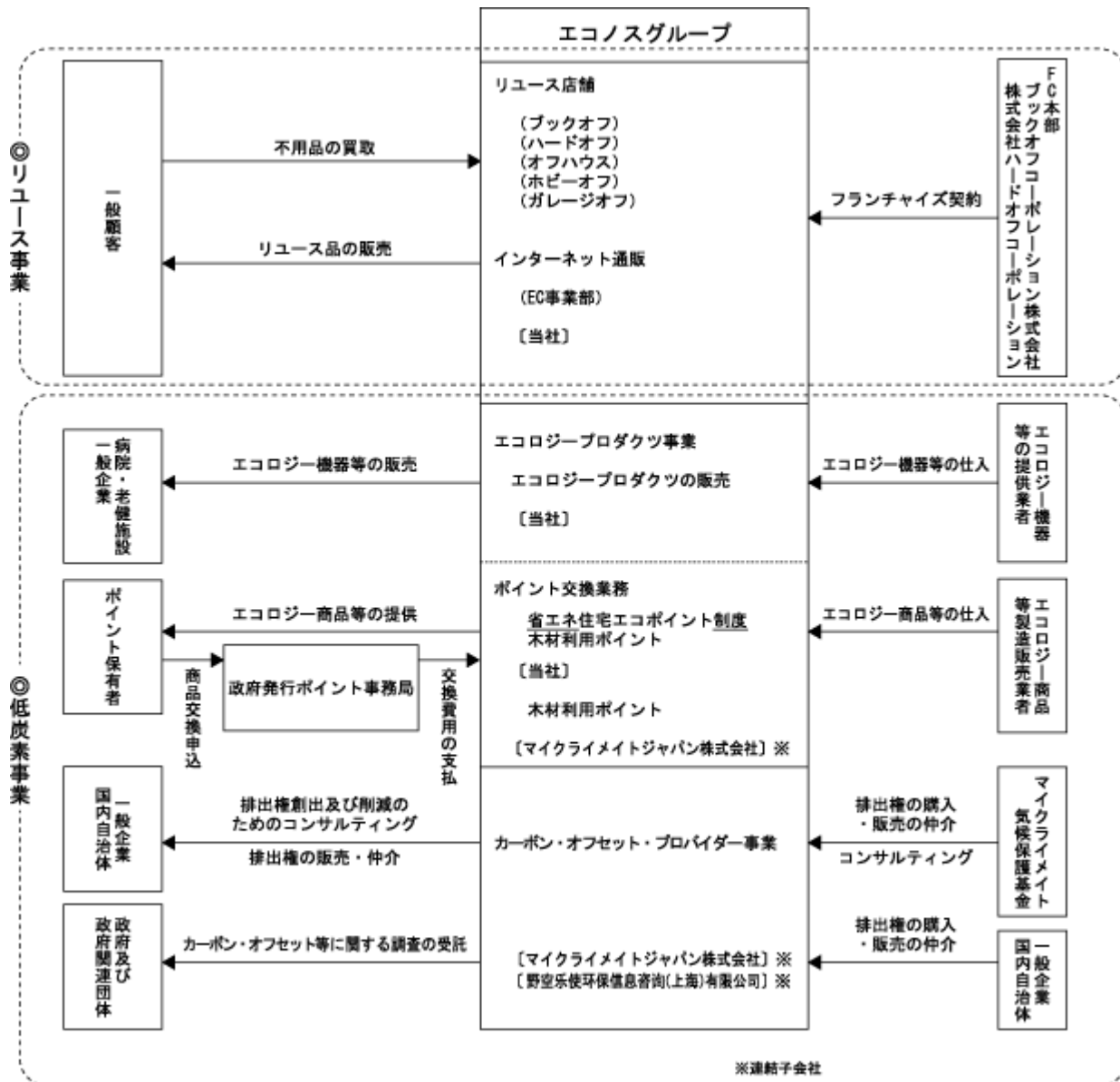
(訂正前)

事業の系統図



(訂正後)

事業の系統図



第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(2) キャッシュ・フローの状況

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

(訂正前)

投資活動の結果、減少した資金は125,865千円(前年同期は75,455千円の減少)となりました。これは主に定期積金の払戻による収入113,900千円、敷金の回収による収入14,736千円などによる資金の増加があった一方、定期積金の預入による支出77,300千円、有形固定資産の取得による支出93,708千円、敷金の差入による支出34,228千円などによる資金の減少があったことによるものです。

(訂正後)

投資活動の結果、減少した資金は125,865千円(前年同期は75,455千円の減少)となりました。これは主に定期預金の払戻による収入113,900千円、敷金の回収による収入14,736千円などによる資金の増加があった一方、定期預金の預入による支出77,300千円、有形固定資産の取得による支出93,708千円、敷金の差入による支出34,228千円などによる資金の減少があったことによるものです。

3 【対処すべき課題】

(訂正前)

(省略)

(低炭素事業)

低炭素事業はカーボン・オフセット・プロバイダー事業とエコロジープロダクツ事業の二つの事業により構成されています。

カーボン・オフセット・プロバイダー事業における重要な課題は、専門知識を有する優秀な人材の採用と自らによる日本のカーボン・オフセット市場の確立であります。

当社グループでは「日本のカーボン・オフセット市場を確立し、業界売上No. 1を実現する」を経営目標に、マイクライメイトジャパン株式会社における合併相手であるマイクライメイト気候保護基金の国際的なネットワークとカーボン・オフセットに関する深い知見を活用するとともに、専門知識を有する人材の採用を積極的に行うことによって、日本のカーボン・オフセット市場におけるリーダーシップを築いていきます。また二国間オフセット・クレジット制度における海外での調査業務に注力することにより、新興国における再生可能エネルギープロジェクトの運営に主体的に関わって行くことを目指します。

エコロジープロダクツ事業においては、復興支援・住宅エコポイント制度が平成27年1月末をもって交換商品の提供期限を迎え、木材利用ポイント制度についても平成27年10月末をもってポイント交換の申請期限を迎えることになっております。

また平成27年4月より、新住宅エコポイント制度として「省エネ住宅ポイント制度」が開始されることが決まっておりますが、この制度は平成28年3月までに着工した分の新築住宅及びリフォームに対し、ポイントが付与される制度となっております。

さらに当社グループは、新規事業として取り組んでいるエコロジー機器等の販売を早期に拡大して、ポイント交換による収益に替わる新たな収益の確保に取り組んでおります。

(訂正後)

(省略)

(低炭素事業)

低炭素事業はカーボン・オフセット・プロバイダー事業とエコロジープロダクツ事業の二つの事業により構成されています。

カーボン・オフセット・プロバイダー事業における重要な課題は、専門知識を有する優秀な人材の採用と自らによる日本のカーボン・オフセット市場の確立であります。

当社グループでは「日本のカーボン・オフセット市場を確立し、業界売上No. 1を実現する」を経営目標に、マイクライメイトジャパン株式会社における合併相手であるマイクライメイト気候保護基金の国際的なネットワークとカーボン・オフセットに関する深い知見を活用するとともに、専門知識を有する人材の採用を積極的に行うことによって、日本のカーボン・オフセット市場におけるリーダーシップを築いていきます。また二国間オフセット・クレジット制度における海外での調査業務に注力することにより、新興国における再生可能エネルギープロジェクトの運営に主体的に関わって行くことを目指します。

エコロジープロダクツ事業においては、復興支援・住宅エコポイント制度が平成27年1月末をもって交換商品の提供期限を迎え、木材利用ポイント制度についても平成27年10月末をもってポイント交換の申請期限を迎えることになっております。

また平成27年4月より開始された、省エネ住宅ポイント制度は、平成28年1月15日をもってポイント交換の申請期限を迎えることになっております。

さらに当社グループは、新規事業として取り組んでいるエコロジー機器等の販売を早期に拡大して、ポイント交換による収益に替わる新たな収益の確保に取り組んでおります。

4 【事業等のリスク】

(2) 低炭素事業について

(訂正前)

(省略)

エコロジープロダクツ事業について

エコロジープロダクツ事業における政府発行ポイント交換商品の提供においては、復興支援・住宅エコポイントが平成27年1月末をもってポイント交換の申請期限を迎え、木材利用ポイントにおいても平成27年10月末をもって交換期限が到来いたします。

また平成27年4月より、新住宅エコポイント制度として「省エネ住宅ポイント制度」が開始されることが決まっておりますが、この制度は平成28年3月までに着工した分の新築住宅及びリフォームに対し、ポイントが付与される制度となっております。当社グループは、今後も積極的にこのような政府発行ポイントの交換商品の提供を行ってまいります。これらの制度は政府の政策によって内容が大きく左右されるので、その内容によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

(省略)

エコロジープロダクツ事業について

エコロジープロダクツ事業における政府発行ポイント交換商品の提供においては、復興支援・住宅エコポイントが平成27年1月末をもってポイント交換の申請期限を迎え、木材利用ポイントにおいても平成27年10月末をもって交換期限が到来いたします。

また平成27年4月より開始された、省エネ住宅ポイント制度は、平成28年1月15日をもってポイント交換の申請期限を迎えることになっております。

当社グループは、今後も積極的にこのような政府発行ポイントの交換商品の提供を行ってまいります。これらの制度は政府の政策によって内容が大きく左右されるので、その内容によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【設備の状況】

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年4月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

(訂正前)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 売場面積 (坪)
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	オフハウス (北海道札幌市)	リユース事業	店舗設備	23,010	-	自己資金及 び増資資金	平成27年 7月	平成27年 8月	190
	ハードオフ (北海道札幌市)	リユース事業	店舗設備	38,900	-	自己資金及 び増資資金	平成27年 7月	平成27年 8月	80

(訂正後)

会社名	業態 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 売場面積 (坪)
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	オフハウス (北海道札幌市)	リユース事業	店舗設備	23,010	-	自己資金及 び増資資金	平成27年 7月	平成27年 8月	190
	ハードオフ (北海道札幌市)	リユース事業	店舗設備	38,900	-	自己資金及 び増資資金	平成27年 7月	平成27年 8月	80

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	657,830	非上場	単元株式制度を採用しており ません。
計	657,830		

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	657,830	非上場	完全議決権株式であり、権利 内容になんら限定のない、当 社における標準となる株式で あります。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	657,830		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(平成18年3月23日の臨時株主総会特別決議)

(訂正前)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	61,878(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,878(注)1	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	257(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月24日～ 平成28年3月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 257 資本組入額 128	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時に当社の取締役もしくは従業員でなくてはならない。ただし、割当て後に当社の取締役もしくは従業員でなくなった場合は、その翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を要するものとする。質入、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

(訂正後)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	61,878(注)1	61,878(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,878(注)1	61,878(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	257(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月24日～ 平成28年3月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 257 資本組入額 128	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時に当社の取締役もしくは従業員でなくてはならない。ただし、割当て後に当社の取締役もしくは従業員でなくなった場合は、その翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を要するものとする。質入、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権(平成22年6月25日の株主総会特別決議)

(訂正前)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	34,600(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,600(注)1	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	257(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年7月2日～ 平成32年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 257 資本組入額 128	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなければならない。ただし、割当て後に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなくなった場合は、取締役会の決議で認めるものに限り、役員又は従業員でなくなった日の翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を要するものとする。質入、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

(訂正後)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	34,600(注)1	34,600(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,600(注)1	34,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	257(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年7月2日～ 平成32年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 257 資本組入額 128	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなければならない。ただし、割当て後に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなくなった場合は、取締役会の決議で認めるものに限り、役員又は従業員でなくなった日の翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を要するものとする。質入、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

第4回新株予約権(平成24年6月28日の株主総会特別決議)

(訂正前)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	40,000(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	360(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年8月16日～ 平成34年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 360 資本組入額 180	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなければならない。ただし、割当て後に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなくなった場合は、取締役会の決議で認めるものに限り、役員又は従業員でなくなった日の翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

(訂正後)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	40,000(注)1	40,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1	40,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	360(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年8月16日～ 平成34年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 360 資本組入額 180	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなければならない。ただし、割当て後に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなくなった場合は、取締役会の決議で認めるものに限り、役員又は従業員でなくなった日の翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

第5回新株予約権(平成25年6月27日の株主総会特別決議)

(訂正前)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	5,790(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,790(注)1	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	552(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年7月16日～ 平成35年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 552 資本組入額 276	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなければならない。ただし、割当て後に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなくなった場合は、取締役会の決議で認めるものに限り、役員又は従業員でなくなった日の翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

(訂正後)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	5,790(注)1	5,790(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,790(注)1	5,790(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	552(注)2	同左(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年7月16日～ 平成35年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 552 資本組入額 276	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなければならない。ただし、割当て後に当社又は当社子会社の役員又は従業員でなくなった場合は、取締役会の決議で認めるものに限り、役員又は従業員でなくなった日の翌日から2年以内(新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

3 【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主への利益還元を経営の重要項目と位置付けており、新規出店や新規事業による事業規模拡大と財務基盤強化のための内部留保を勘案して、業績に応じて剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、事業拡大のための投資が当面の優先事項と捉え、配当の実施を見送らせていただいております。

内部留保金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化、拡充に役立てることにし、将来における株主への利益確保のために備えてまいります。

今後につきましては、上記の基本方針に基づき株主への利益還元を行っていきたいと考えておりますが、現時点におきましては、利益還元の内容及び実施時期については未定であります。

(訂正後)

当社は、株主への利益還元を経営の重要項目と位置付けており、新規出店や新規事業による事業規模拡大と財務基盤強化のための内部留保を勘案して、業績に応じて剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議により行う旨を定款で定めており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、事業拡大のための投資が当面の優先事項と捉え、配当を行っておりませんでした。

内部留保金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化、拡充に役立てることにし、将来における株主への利益確保のために備えてまいります。

今後につきましては、上記の基本方針に基づき株主への利益還元を行っていきたいと考えておりますが、現時点におきましては、利益還元の内容及び実施時期については未定であります。

5 【役員の状況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		長谷川 勝也	昭和41年6月25日	平成4年8月 北見シグナス商事(株)(現当社)入社 平成5年5月 当社監査役 平成7年5月 当社取締役営業本部長 平成10年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成23年11月 マイクライメイトジャパン(株)代表 取締役社長 平成24年8月 SINGAPORE ECONOS PTE,LTD. 代表 取締役(現任) 平成25年4月 マイクライメイトジャパン(株)取締 役会長(現任)	(注)1	170,207
常務取締役	事業開発 部長	藤原 智宏	昭和41年2月8日	昭和61年5月 北見シグナス商事(株)(現当社)入社 平成19年8月 当社取締役事業本部長 平成23年4月 当社常務取締役 平成25年4月 当社常務取締役事業開発部長(現 任)	(注)1	12,343
取締役	事業本部長	崎 顕一郎	昭和44年2月19日	平成8年4月 (有)三和観光入社 平成9年2月 (有)システム九六入社 平成20年4月 当社ハードオフ事業部長 平成23年4月 当社事業本部長 平成23年6月 当社取締役事業本部長(現任)	(注)1	7,441
取締役	経営管理 部長	万行 輝彦	昭和40年9月11日	平成8年12月 (株)池内システムサービス入社 平成20年9月 当社入社 経営管理部長 平成23年6月 当社取締役経営管理部長(現任) 平成23年11月 マイクライメイトジャパン(株)取締 役(現任)	(注)1	7,049
取締役	経営企画室 担当	新行内 宏之	昭和36年2月8日	平成元年11月 (株)日本ソフトバンク(現ソフトバ ンク(株))入社 平成3年2月 (株)北海道拓殖銀行入行 平成10年2月 (株)タスコシステム入社 平成12年3月 同社取締役管理本部長 平成14年8月 日本SGI(株)入社 平成14年9月 同社執行役員財務経理本部長 平成18年6月 当社監査役 平成23年11月 マイクライメイトジャパン(株)監査 役(現任) 平成26年1月 当社取締役(現任)	(注)2	2,000
取締役		服部 倫康	昭和51年10月4日	平成11年6月 アンダーセンコンサルティング(株) (現アクセンチュア(株))入社 平成18年3月 (株)リクルートエイブリック(現(株) リクルートエージェント)入社 平成22年9月 当社入社 平成23年11月 マイクライメイトジャパン(株)取締 役本部長 平成25年4月 同社代表取締役社長(現任) 平成26年3月 野空(株)使(株)保信息咨(株)(上海)有限 公司執行董事(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注)3	2,000
取締役		杉山 央	昭和55年1月23日	平成16年10月 弁護士登録 AZX総合法律事務所 入所 平成21年4月 札幌中央法律事務所入所 平成21年11月 赤れんが法律事務所開設(現弁護 士法人赤れんが法律事務所)代表 弁護士(現任) 平成24年10月 北海道石油業厚生年金基金理事長 (現任) 平成26年1月 (株)グッドコムアセット 取締役 (現任) 平成26年1月 当社取締役(現任) 平成26年10月 株式会社ACT NOW代表取締 役就任(現任)	(注)2	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		高橋 輝雄	昭和22年3月10日	昭和42年4月 平成9年4月 平成12年4月 平成14年4月 平成16年10月 平成18年6月 平成18年9月	北海道東芝商品販売(株)(現東芝コンシューママーケティング(株))入社 同社本店家電部長 同社北海道本部支店長 兼 量販部長 東芝エルイートレーディング(株)入社 北海道エリア事業部長 北海道東芝エルイートレーディングシステム(株)入社 取締役第三営業部長 当社顧問 当社監査役(現任)	(注)4	6,000
監査役		田村 克美	昭和25年12月17日	昭和44年3月 平成15年10月 平成22年12月 平成24年10月 平成26年1月	道東東芝商品販売(株)(現 東芝コンシューママーケティング(株))入社 同社 コモディティ営業統括 北海道支店長 (株)パソナエンパワー(現 (株)パソナマーケティング)入社 北海道支店長 同社 札幌営業所長 当社監査役(現任)	(注)5	
監査役		寺田 昌人	昭和38年9月6日	平成3年10月 平成13年10月 平成24年9月 平成26年6月	KPMGセンチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 (株)KPMG FAS転籍 寺田公認会計士事務所 代表(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	
計							207,040

- (注) 1. 取締役の任期は、平成25年6月27日開催の定時株主総会終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
2. 取締役の任期は、平成26年1月10日開催の臨時株主総会終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
3. 取締役の任期は、平成26年6月26日開催の定時株主総会終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 監査役の任期は、平成26年6月26日開催の定時株主総会終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
5. 監査役の任期は、平成26年1月10日開催の臨時株主総会終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
6. 取締役杉山央氏は、社外取締役であります。
7. 監査役田村克美氏及び監査役寺田昌人氏は、社外監査役であります。

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		長谷川 勝也	昭和41年 6月25日	平成4年 8月 平成5年 5月 平成7年 5月 平成10年 4月 平成23年11月 平成24年 8月 平成25年 4月	北見シグナス商事(株)(現当社)入社 当社監査役 当社取締役営業本部長 当社代表取締役社長(現任) マイクライメイトジャパン(株)代表 取締役社長 SINGAPORE ECONOS PTE,LTD. 代表 取締役(現任) マイクライメイトジャパン(株)取締 役会長(現任)	(注) 1	170,207
常務取締役	事業開発 部長	藤原 智宏	昭和41年 2月 8日	昭和61年 5月 平成19年 8月 平成23年 4月 平成25年 4月	北見シグナス商事(株)(現当社)入社 当社取締役事業本部長 当社常務取締役 当社常務取締役事業開発部長(現 任)	(注) 1	12,343
取締役	事業本部長	崎 顕一郎	昭和44年 2月19日	平成 8年 4月 平成 9年 2月 平成20年 4月 平成23年 4月 平成23年 6月	(有)三和観光入社 (有)システム九六入社 当社ハードオフ事業部長 当社事業本部長 当社取締役事業本部長(現任)	(注) 1	7,441
取締役	経営管理 部長	万行 輝彦	昭和40年 9月11日	平成 8年12月 平成20年 9月 平成23年 6月 平成23年11月	(株)池内システムサービス入社 当社入社 経営管理部長 当社取締役経営管理部長(現任) マイクライメイトジャパン(株)取締 役(現任)	(注) 1	7,049
取締役	経営企画室 担当	新行内 宏之	昭和36年 2月 8日	平成元年11月 平成 3年 2月 平成10年 2月 平成12年 3月 平成14年 8月 平成14年 9月 平成18年 6月 平成23年11月 平成26年 1月	(株)日本ソフトバンク(現ソフトバ ンク(株))入社 (株)北海道拓殖銀行入行 (株)タスコシステム入社 同社取締役管理本部長 日本SGI(株)入社 同社執行役員財務経理本部長 当社監査役 マイクライメイトジャパン(株)監査 役(現任) 当社取締役(現任)	(注) 2	2,000
取締役		服部 倫康	昭和51年10月 4日	平成11年 6月 平成18年 3月 平成22年 9月 平成23年11月 平成25年 4月 平成26年 3月 平成26年 6月	アンダーセンコンサルティング(株) (現アクセンチュア(株))入社 (株)リクルートエイブリック(現(株) リクルートエージェント)入社 当社入社 マイクライメイトジャパン(株)取締 役本部長 同社代表取締役社長(現任) 野空(株)使(株)保信息咨(株)(上海)有限 公司執行董事(現任) 当社取締役(現任)	(注) 3	2,000
取締役		杉山 央	昭和55年 1月23日	平成16年10月 平成21年 4月 平成21年11月 平成24年10月 平成26年 1月 平成26年 1月 平成26年10月	弁護士登録 AZX総合法律事務所 入所 札幌中央法律事務所入所 赤れんが法律事務所開設(現弁護 士法人赤れんが法律事務所)代表 弁護士(現任) 北海道石油業厚生年金基金理事長 (現任) (株)グッドコムアセット社外取締役 (現任) 当社取締役(現任) 株式会社ACT NOW代表取締 役就任(現任)	(注) 2	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		高橋 輝雄	昭和22年3月10日	昭和42年4月 札幌東芝商品販売(株)(現東芝コンシューママーケティング(株))入社 平成9年4月 同社本店家電部長 平成12年4月 同社北海道本部支店長 兼 量販部長 平成14年4月 東芝エルイートレーディング(株)入社 北海道エリア事業部長 平成16年10月 北海道東芝エルイーシステム(株)入社 取締役第三営業部長 平成18年6月 当社顧問 平成18年9月 当社監査役(現任)	(注)4	6,000
監査役		田村 克美	昭和25年12月17日	昭和44年3月 道東東芝商品販売(株)(現 東芝コンシューママーケティング(株))入社 平成15年10月 同社 コモディティ営業統括 北海道支店長 平成22年12月 (株)パソナエンパワー(現 (株)パソナマーケティング)入社 北海道支店長 平成24年10月 同社 札幌営業所長 平成26年1月 当社監査役(現任)	(注)5	
監査役		寺田 昌人	昭和38年9月6日	平成3年10月 KPMGセンチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成13年10月 (株)KPMG FAS転籍 平成24年9月 寺田公認会計士事務所 代表(現任) 平成26年6月 当社監査役(現任)	(注)4	
計						207,040

- (注) 1. 取締役の任期は、平成27年3月31日開催の臨時株主総会終結のときから、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
2. 監査役の任期は、平成27年3月31日開催の臨時株主総会終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
3. 取締役杉山央氏は、社外取締役であります。
4. 監査役田村克美氏及び監査役寺田昌人氏は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要

(訂正前)

(経営会議)

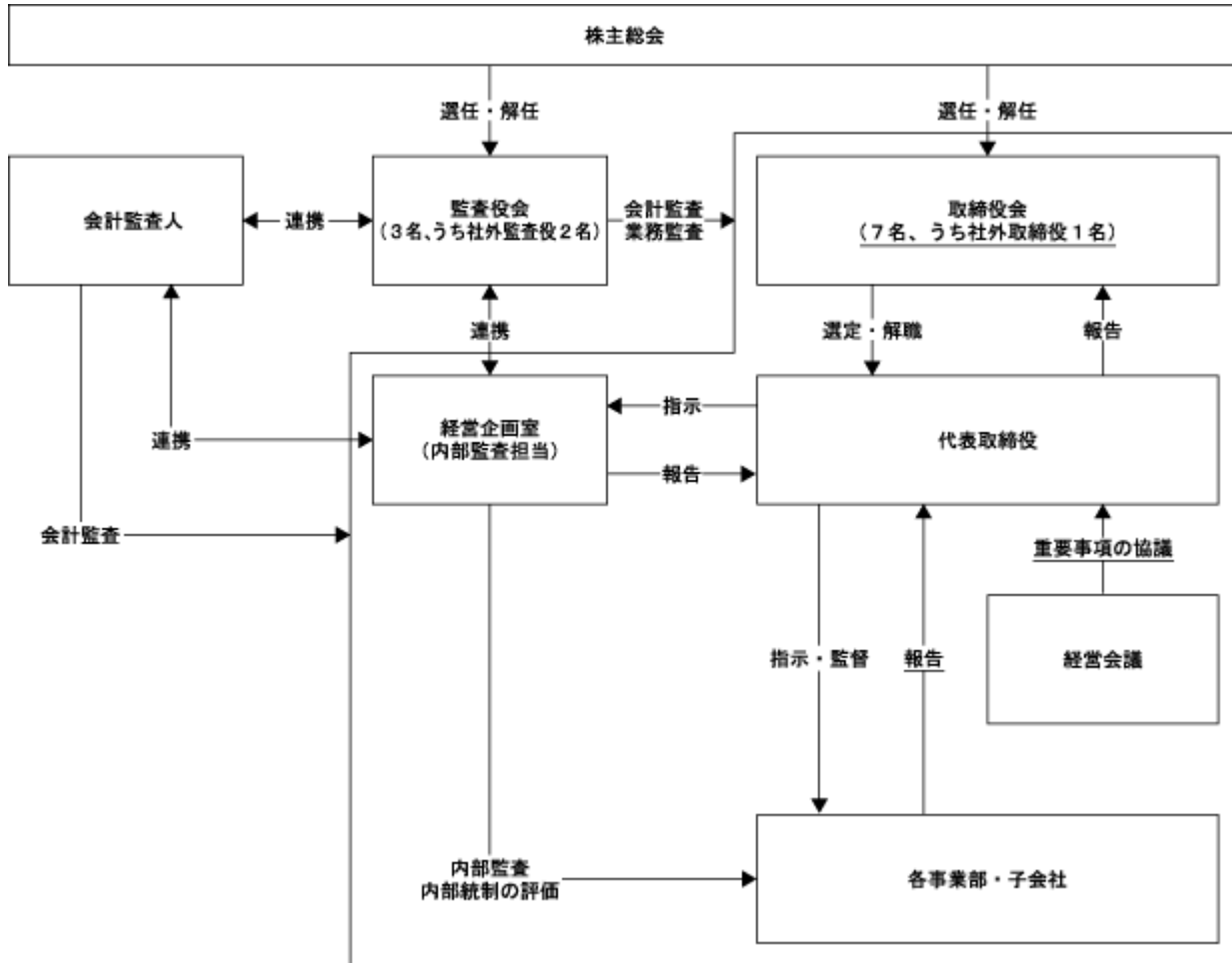
当社は、迅速な意思決定を実現するために、常勤の取締役、常勤監査役及び経営企画室長で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催しております。この経営会議には営業報告、各種懸案事項、取締役会の議題及び業務に関する重要事項を主な会議内容とし、当社グループの経営に関わる重要な事項の協議が行われております。

(訂正後)

(経営会議)

当社は、迅速な意思決定を実現するために、常勤取締役、常勤監査役及び経営企画室長で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催しております。この経営会議には営業報告、各種懸案事項、取締役会の議題及び業務に関する重要事項を主な会議内容とし、当社グループの経営に関わる重要な事項の協議が行われております。

(訂正後)



内部監査の状況

(訂正前)

社長直轄部門として経営企画室に内部監査担当1名を置き、各部署及び店舗の監査を年間の監査計画に基づいて実施し、法令及び諸規程の遵守並びに内部統制の実効性等を監査しております。経営企画室に対する内部監査は自己監査にならないよう経営管理部において実施しており、それぞれの監査結果は直接代表取締役社長に報告しております。

また、経営企画室(内部監査担当)は常勤監査役と随時情報交換を行い、それぞれの監査結果についても報告しております。監査法人と相互連携を深めるため、適宜情報交換を行っております。

(訂正後)

社長直轄部門として経営企画室に内部監査担当1名を置き、各部署及び店舗の監査を年間の監査計画に基づいて実施し、法令及び諸規程の遵守並びに内部統制の実効性等を監査しております。経営企画室に対する内部監査は自己監査にならないよう経営管理部において実施しており、それぞれの監査結果は直接代表取締役社長に報告しております。

また、経営企画室(内部監査担当)は常勤監査役と随時情報交換を行い、それぞれの監査結果についても報告しております。会計監査人と相互連携を深めるため、適宜情報交換を行っております。

監査役監査の状況

(訂正前)

当社の監査役会は3名(常勤監査役1名・非常勤監査役2名)で構成され、毎月開催される取締役会の他、重要な会議等への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査しております。

また、経営企画室(内部監査担当)、監査役及び監査法人は、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう、情報や意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点や指摘事項の改善状況の確認を行っております。

(訂正後)

当社の監査役会は3名(常勤監査役1名・非常勤監査役2名)で構成され、毎月開催される取締役会の他、重要な会議等への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査しております。

また、経営企画室(内部監査担当)、監査役及び会計監査人は、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう、情報や意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点や指摘事項の改善状況の確認を行っております。

社外取締役及び社外監査役との関係

(訂正前)

当社は社外取締役1名と社外監査役2名を選任しております。社外取締役の杉山央氏は弁護士の資格を有しており、社外監査役の寺田昌人氏は公認会計士の資格を有しております。また、社外監査役の田村克美氏は長年北海道の会社でマネージャーとしての経験を有しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスを構築するため、他社での業務経験や法律・会計等の専門的知識に基づいて経営事項の決定や業務執行の監督及び監査を行っております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の杉山央氏は、弁護士法人赤れんが法律事務所の代表弁護士、北海道石油業厚生年金基金の理事長、株式会社グッドコムアセットの社外取締役及び株式会社ACT NOWの代表取締役であります。当社は各社との人的関係、資本的关系その他の利害関係はありません。

社外監査役の寺田昌人氏は寺田公認会計士事務所の代表であります。当社は同事務所との人的関係、資本的关系その他の利害関係はありません。

社外取締役は、取締役会において、内部監査状況、会計監査状況及びその結果について適時報告を受け、必要に応じて説明を求めることなどにより、経営監督機能としての役割を担っております。

社外監査役は、取締役会への出席や、経営企画室(内部監査担当)及び監査法人との間で意見交換を行うことなどし、取締役の職務執行を監査するとともに、監査機能のさらなる充実を図っております。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券会員制法人札幌証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に関する判断基準を参考とし、検討を行っております。

(訂正後)

当社は社外取締役1名と社外監査役2名を選任しております。社外取締役の杉山央氏は弁護士の資格を有しており、社外監査役の寺田昌人氏は公認会計士の資格を有しております。また、社外監査役の田村克美氏は長年北海道の会社でマネージャーとしての経験を有しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスを構築するため、他社での業務経験や法律・会計等の専門的知識に基づいて経営事項の決定や業務執行の監督及び監査を行っております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の杉山央氏は、弁護士法人赤れんが法律事務所の代表弁護士、北海道石油業厚生年金基金の理事長、株式会社グッドコムアセットの社外取締役及び株式会社ACT NOWの代表取締役であります。当社は各社との人的関係、資本的关系その他の利害関係はありません。

社外監査役の寺田昌人氏は寺田公認会計士事務所の代表であります。当社は同事務所との人的関係、資本的关系その他の利害関係はありません。

社外取締役は、取締役会において、内部監査状況、会計監査状況及びその結果について適時報告を受け、必要に応じて説明を求めることなどにより、経営監督機能としての役割を担っております。

社外監査役は、取締役会への出席や、経営企画室(内部監査担当)及び会計監査人との間で意見交換を行うことなどし、取締役の職務執行を監査するとともに、監査機能のさらなる充実を図っております。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券会員制法人札幌証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に関する判断基準を参考とし、検討を行っております。

(訂正前)

自己株式取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的としております。

取締役等の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令に定める限度額までに限定することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について、その責任の限度額を、240万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める限度額までに規定する額のいずれか高い額とすることができる旨を定款に定めて契約を締結しております。

(訂正後)

削除

取締役等の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令に定める限度額までに限定することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について、その責任の限度額を、240万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める限度額までに規定する額のいずれか高い額とすることができる旨を定款に定めて契約を締結しております。

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【注記事項】

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(訂正前)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(省略)

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントの主な内容は下記のとおりであります。

セグメント		取扱商品及びサービス内容
リユース事業	ブックオフ	書籍・CD・DVD・ビデオ・ゲームソフト等
	ハードオフ	パソコン・オーディオ・ビジュアル・楽器・腕時計・カメラ・各種ソフト等
	オフハウス	ブランド品&アクセサリ・家具・インテリア・ギフト・生活雑貨・婦人服・ベビー&子供服・スポーツ用品・白物家電・アウトドア用品・ホビー等
	ホビーオフ	ホビー・トレーディングカード・その他玩具全般等
	ガレージオフ	タイヤ・ホイール・カーオーディオ・パーツ・アクセサリ・カー用品等
低炭素事業	カーボン・オフセット・プロバイダー事業	温室効果ガスの排出権の創出や排出量の削減のコンサルティング 排出権の売買及び売買の仲介・二国間クレジット等実現可能性の調査
	エコロジープロダクツ事業	LED照明・小型蓄電装置・自家発電装置等のエコロジー機器 BEMS導入コンサルティング 掃除機・高圧洗浄機・オイルヒーター等のエコロジー商品

(訂正後)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(省略)

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントの主な内容は下記のとおりであります。

セグメント		取扱商品及びサービス内容
リユース事業	ブックオフ	書籍・CD・DVD・ビデオ・ゲームソフト等
	ハードオフ	パソコン・オーディオ・ビジュアル・楽器・腕時計・カメラ・各種ソフト等
	オフハウス	ブランド品&アクセサリ・家具・インテリア・ギフト・生活雑貨・婦人服・ベビー&子供服・スポーツ用品・白物家電・アウトドア用品・ホビー等
	ホビーオフ	ホビー・トレーディングカード・その他玩具全般等
	ガレージオフ	タイヤ・ホイール・カーオーディオ・パーツ・アクセサリ・カー用品等
低炭素事業	カーボン・オフセット・プロバイダー事業	温室効果ガスの排出権の創出や排出量の削減のコンサルティング 排出権の売買及び売買の仲介・二国間クレジット等実現可能性の調査
	エコロジープロダクツ事業	LED照明・小型蓄電装置・自家発電装置・BEMS等のエコロジー機器 掃除機・高圧洗浄機・オイルヒーター等のエコロジー商品

(2) 【その他】

(訂正前)

記載事項なし

(訂正後)

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<u>その他有価証券評価差額金</u>	
当期発生額	5,174千円
組替調整額	—
税効果調整前	5,174千円
税効果額	772千円
その他有価証券評価差額金	4,402千円
<u>為替換算調整勘定</u>	
当期発生額	1,261千円
その他の包括利益合計	5,663千円

(訂正前)

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ・リユース事業における事業用定期借地契約による、借地上の建物及び定期建物賃貸借契約によるものです。
- ・リユース事業における車両（買取用2トントラック）

記載事項なし

(訂正後)

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ・リユース事業における事業用定期借地契約による、借地上の建物及び定期建物賃貸借契約によるものです。
- ・リユース事業における車両（買取用2トントラック）

(2) リース資産の減価償却方法

「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項」4. 会計基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法に記載のとおりです。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【注記事項】

(訂正前)

(リース取引関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ・事業用定期借地契約による借地上の建物及び定期建物賃貸借契約によるものです。
- ・車両運搬具(買取用2トントラック)

(2) リース資産の減価償却方法

建物については、耐用年数を定期借地権又は定期借家権の残存期間、残存価格を零とした定額法によってお

ります。
車両運搬具については、リース期間を耐用年数、残存価格を零とした定額法によっております。

(訂正後)

(リース取引関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ・事業用定期借地契約による借地上の建物及び定期建物賃貸借契約によるものです。
- ・車両運搬具(買取用2トントラック)

(2) リース資産の減価償却方法

「重要な会計方針」 3. 固定資産の減価償却の方法は記載のとおりであります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	<u>東京都中央区日本橋茅場町1-2-4</u> 日本証券代行株式会社
株主名簿管理人	<u>東京都中央区日本橋茅場町1-2-4</u> 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 支店 株式会社三井住友信託銀行各支店
名義書換手数料	<u>株券1枚につき110円</u>
新株交付手数料	
株券喪失登録	
株券喪失登録申請料	<u>550円</u>
株券登録料	—
単元未満株の買取り	
取扱場所	<u>東京都中央区日本橋茅場町1-2-4</u> 日本証券代行株式会社
株主名簿管理人	<u>東京都中央区日本橋茅場町1-2-4</u> 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 支店 株式会社三井住友信託銀行各支店
買取手数料	<u>1,500円</u>
公告掲載方法	<u>当会社の公告方法は、官報に掲載する方法によるものとする</u>
株主に対する特典	—

(訂正後)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新株交付手数料	
単元未満株の買取り	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番地4号 日本証券代行株式会社
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番地4号 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 支店 株式会社三井住友信託銀行各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (当社の公告掲載ホームページアドレス： http://www.eco-nos.com/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

2 【取得者の概況】

第4回新株予約権(ストック・オプション)

(訂正前)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
藤原 智宏	北海道北見市高栄東町	会社役員	8,000	2,880,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
崎 顕一郎	札幌市北区	会社役員	6,500	2,340,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
万行 輝彦	札幌市白石区	会社役員	6,500	2,340,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
服部 倫康	東京都文京区	子会社役員	5,590	2,012,400 (360)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
高橋 輝雄	札幌市厚別区	会社役員	3,000	1,080,000 (360)	特別利害関係者等 (当社監査役)
新行内 宏之	札幌市厚別区	会社役員	2,000	720,000 (360)	特別利害関係者等 (当社監査役)
森川 浩司	札幌市白石区	従業員	1,130	406,800 (360)	当社の従業員

(訂正後)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
藤原 智宏	北海道北見市	会社役員	8,000	2,880,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
崎 顕一郎	札幌市北区	会社役員	6,500	2,340,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
万行 輝彦	札幌市白石区	会社役員	6,500	2,340,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
服部 倫康	東京都文京区	子会社役員	5,590	2,012,400 (360)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
高橋 輝雄	札幌市厚別区	会社役員	3,000	1,080,000 (360)	特別利害関係者等 (当社監査役)
新行内 宏之	札幌市厚別区	会社役員	2,000	720,000 (360)	特別利害関係者等 (当社監査役)
森川 浩司	札幌市白石区	従業員	1,130	406,800 (360)	当社の従業員

第3 【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
長谷川勝也 (注) 1, 2, 6	札幌市中央区	232,085 (61,878)	29.01 (7.73)
石澤淳一 (注) 1	札幌市白石区	95,797	11.97
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合 (注) 1	札幌市北区北7条西2丁目20番地	62,500	7.81
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	43,900	5.49
尾西利子 (注) 1	札幌市白石区	42,137	5.27
だいし経営コンサルティング株式会社 (注) 1	新潟市東大通2丁目1番18号	37,500	4.69
エコノス従業員持株会 (注) 1	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号	31,181	3.90
株式会社ハードオフコーポレーション (注) 1	新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号	26,000	3.25
ブックオフコーポレーション株式会社 (注) 1	相模原市南区古淵2丁目14番20号	26,000	3.25
投資事業組合オリックス10号 (注) 1	東京都港区六本木7-14-23	25,000	3.12
藤原智宏 (注) 3	北海道北見市高栄東町	23,143 (10,800)	2.89 (1.35)
ヤマモトアセット株式会社	新潟県新発田市緑町3丁目2番8号	20,000	2.50
株式会社ソフトウェア	新潟県新発田市緑町3丁目2番8号	20,000	2.50
崎頭一郎 (注) 3	札幌市北区	15,941 (8,500)	1.99 (1.06)
万行輝彦 (注) 3, 6	札幌市白石区	15,549 (8,500)	1.94 (1.06)
長谷川嘉男 (注) 5	札幌市中央区	12,675	1.58
坂本孝	山梨県甲府市	12,000	1.50
高橋輝雄 (注) 4	札幌市厚別区	9,000 (3,000)	1.12 (0.37)
服部倫康 (注) 3, 6	東京都新宿区	7,590 (5,590)	0.95 (0.70)
前田康仁	北海道北見市緑ヶ丘	5,000	0.62
坂口政義	北海道北見市三住町	5,000	0.62
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	4,300	0.54
新行内宏之 (注) 3	札幌市厚別区	4,000 (2,000)	0.50 (0.25)
服部倫康 (注) 6	東京都新宿区	7,590 (5,590)	0.95 (0.70)
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,800	0.22
森川浩司 (注) 7	札幌市白石区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
明元史美恵 (注) 7	札幌市東区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
三田英寿 (注) 7	札幌市白石区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
土屋晃 (注) 6	神戸市東灘区	2,000 (2,000)	0.25 (0.25)
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,800	0.22
梶浦茂信 (注) 7	北海道旭川市大雪通	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
赤石琢磨 (注) 7	札幌市白石区	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
真木法行 (注) 7	北海道旭川市	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
西本和弘 (注) 7	北海道旭川市末広	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
高玉里恵 (注) 7	札幌市白石区	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
所有株式数1,000株以下の株主 54名		27,960 (27,960)	3.49 (3.49)
計		800,098 (142,268)	100.00 (17.78)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
長谷川勝也 (注) 1, 2, 6	札幌市中央区	232,085 (61,878)	29.01 (7.73)
石澤淳一 (注) 1	札幌市白石区	95,797	11.97
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合 (注) 1	札幌市北区北7条西2丁目20番地	62,500	7.81
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	43,900	5.49
尾西利子 (注) 1	札幌市白石区	42,137	5.27
だいし経営コンサルティング株式会社 (注) 1	新潟市東大通2丁目1番18号	37,500	4.69
エコノス従業員持株会 (注) 1	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号	31,181	3.90
株式会社ハードオフコーポレーション (注) 1	新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号	26,000	3.25
ブックオフコーポレーション株式会社 (注) 1	相模原市南区古淵2丁目14番20号	26,000	3.25
投資事業組合オリックス10号 (注) 1	東京都港区六本木7丁目14番23号	25,000	3.12
藤原智宏 (注) 3	北海道北見市	23,143 (10,800)	2.89 (1.35)
ヤマモトアセット株式会社	新潟県新発田市緑町3丁目2番8号	20,000	2.50
崎頭一郎 (注) 3	札幌市北区	15,941 (8,500)	1.99 (1.06)
万行輝彦 (注) 3, 6	札幌市白石区	15,549 (8,500)	1.94 (1.06)
長谷川嘉男 (注) 5	札幌市中央区	12,675	1.58
坂本孝	山梨県甲府市	12,000	1.50
高橋輝雄 (注) 4	札幌市厚別区	9,000 (3,000)	1.12 (0.37)
服部倫康 (注) 3, 6	東京都新宿区	7,590 (5,590)	0.95 (0.70)
前田康仁	北海道北見市	5,000	0.62
坂口政義	北海道北見市	5,000	0.62
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	4,300	0.54
新行内宏之 (注) 3	札幌市厚別区	4,000 (2,000)	0.50 (0.25)
森川浩司 (注) 7	札幌市白石区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
明元史美恵 (注) 7	札幌市東区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
三田英寿 (注) 7	札幌市白石区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
土屋晃 (注) 6	神戸市東灘区	2,000 (2,000)	0.25 (0.25)
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,800	0.22
梶浦茂信 (注) 7	北海道旭川市	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
赤石琢磨 (注) 7	札幌市白石区	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
真木法行 (注) 7	北海道旭川市	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
西本和弘 (注) 7	北海道旭川市	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
高玉里恵 (注) 7	札幌市白石区	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
所有株式数1,000株以下の株主 54名		27,960 (27,960)	3.49 (3.49)
計		800,098 (142,268)	100.00 (17.78)